

滋賀県子ども若者審議会

子ども・若者施策検討部会報告書

子ども・若者施策検討部会

目 次

1. 子ども・若者をめぐる現状	3
2. 子ども・若者をめぐる課題整理	21
3. 計画の目指す方向	23
4. 具体的な施策の推進	25

1 子ども・若者をめぐる現状

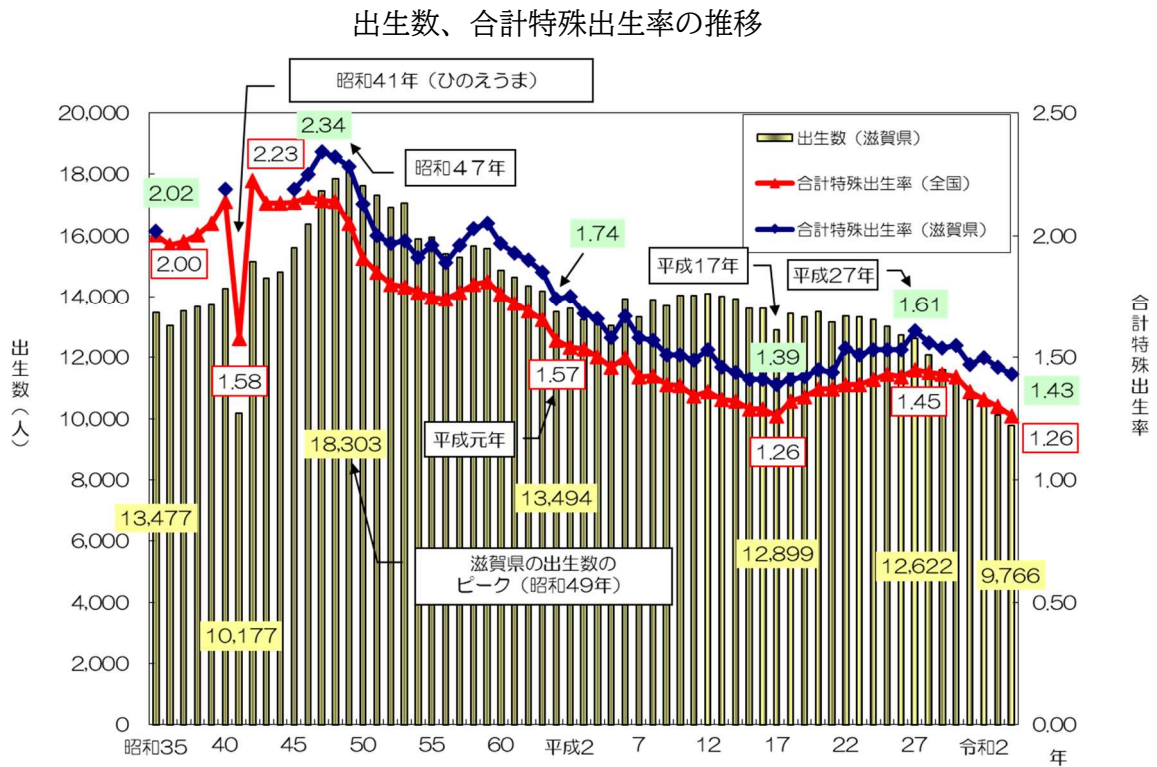
(1) 社会情勢の変化および子ども・若者を取り巻く現状

① 人口等の推移

ア 出生数および合計特殊出生率の推移

本県の出生率（人口千対）は、減少傾向にあります。令和4年はこれまでで最も低い7.1となっています。全国との比較では、近年は全国値を上回る率を示しており、令和4年では0.8ポイント高くなっています。

合計特殊出生率についても減少傾向にあり、平成17年には1.39と過去最低となりました。その後、平成30年までは上昇傾向でしたが、平成30年以降減少し、令和4年は1.43となっています。全国との比較では、本県は常に全国値を上回る率を示し、令和4年では0.17ポイント高くなっています。



(資料)「令和4年人口動態統計」より

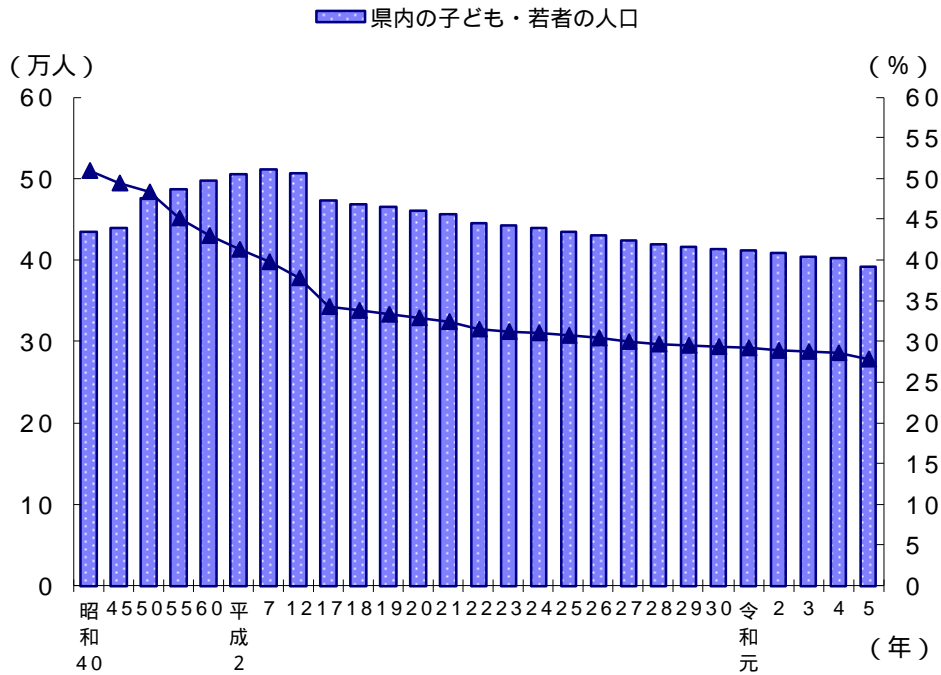
イ 総人口、人口構成の推移と推計

令和5年（2023年）10月1日現在の『滋賀県推計人口年報』によれば、本県の総人口は1,406,103人、このうち子ども・若者（0～29歳）の人口は391,611人で、総人口の27.8%を占めています。

子ども・若者を男女別にみると、男子は203,811人、女子は187,800人で、男子が女子を16,011人上回っており、性比は女子100人に対して男子108.5人となっています。

県総人口に占める子ども・若者人口の割合の推移をみると、出生児数の減少により低下しており、令和5年には27.8%となっています。

子ども・若者の人口と総人口に占める割合の推移

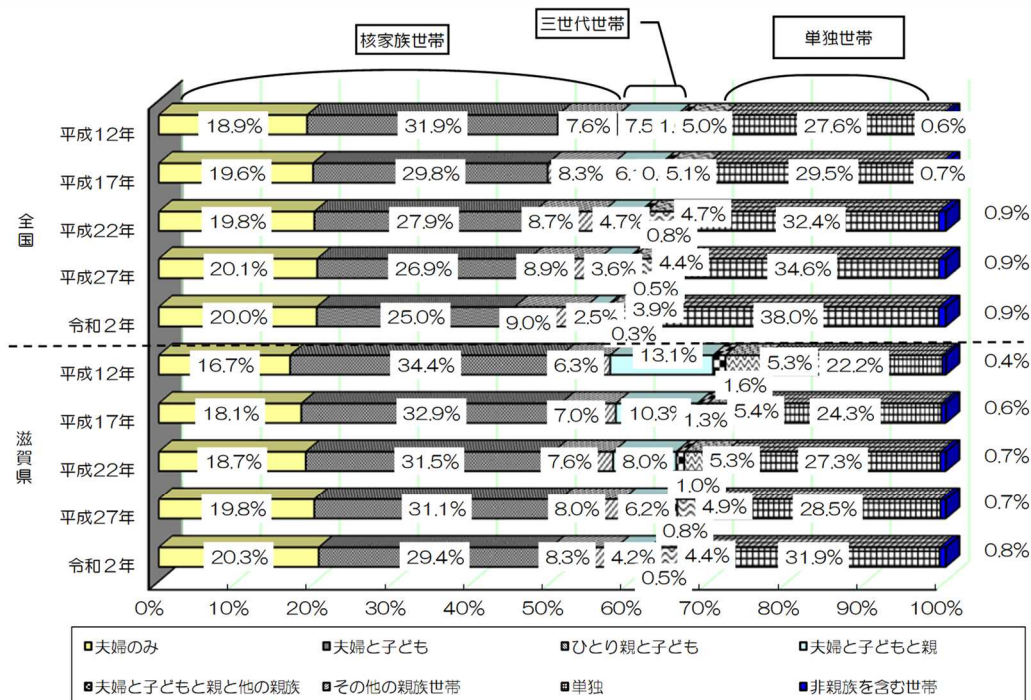


(資料)平成18～21、23～26、28～令和5年は県統計課
「滋賀県推計人口年報」より、他は総務省統計局「国勢調査」より

② 世帯構成の変化

本県の世帯構成は全国と比べると、「単独世帯」の割合が低く、「親族世帯」の割合が高くなっています。「親族世帯」のうち平成27年から5年間に「核家族世帯」は15,257世帯増加し330,640世帯となり、構成比は0.9ポイント増加しました。そのうち、「夫婦のみの世帯」は0.5ポイント、「親1人と子供からなる世帯」は0.3ポイント構成比にして増加していますが、「夫婦と子供からなる世帯」は構成比にして1.7ポイント減少しています。

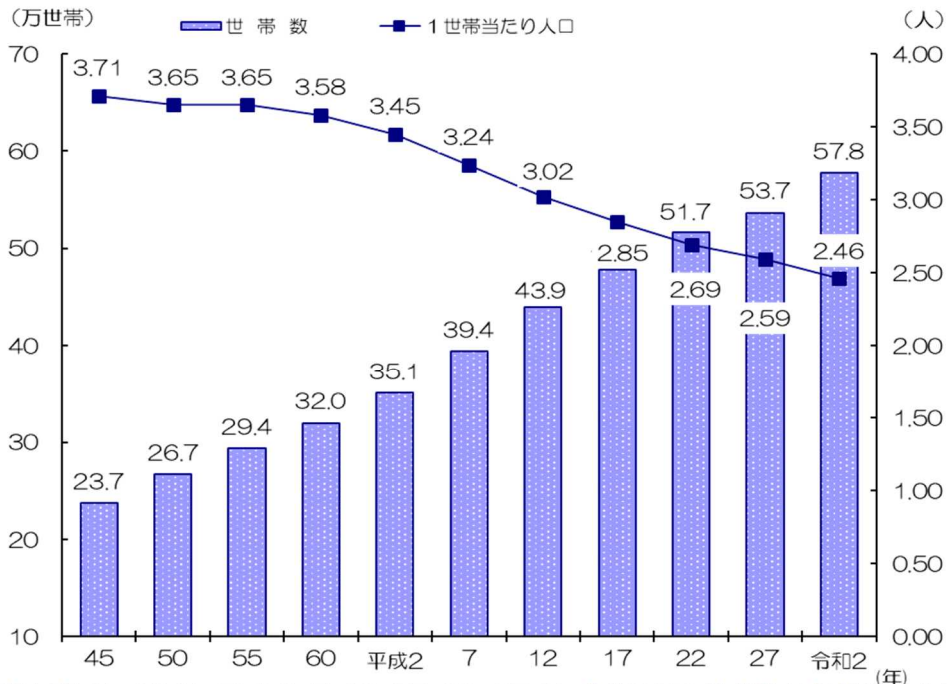
一般世帯の家族類型別世帯数の推移



(資料)総務省統計局「国勢調査」より

令和2年（2022年）10月1日現在の本県の推計世帯数は577,662世帯で、1世帯当たりの人口は2.46人となっています。世帯数は一貫して増加しているのに対し、1世帯当たりの人口は減少し続けており、核家族化などにより世帯規模の縮小傾向が続いています。

世帯数および一世帯当たり人口の推移



(注)昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年の世帯数は県推計による。

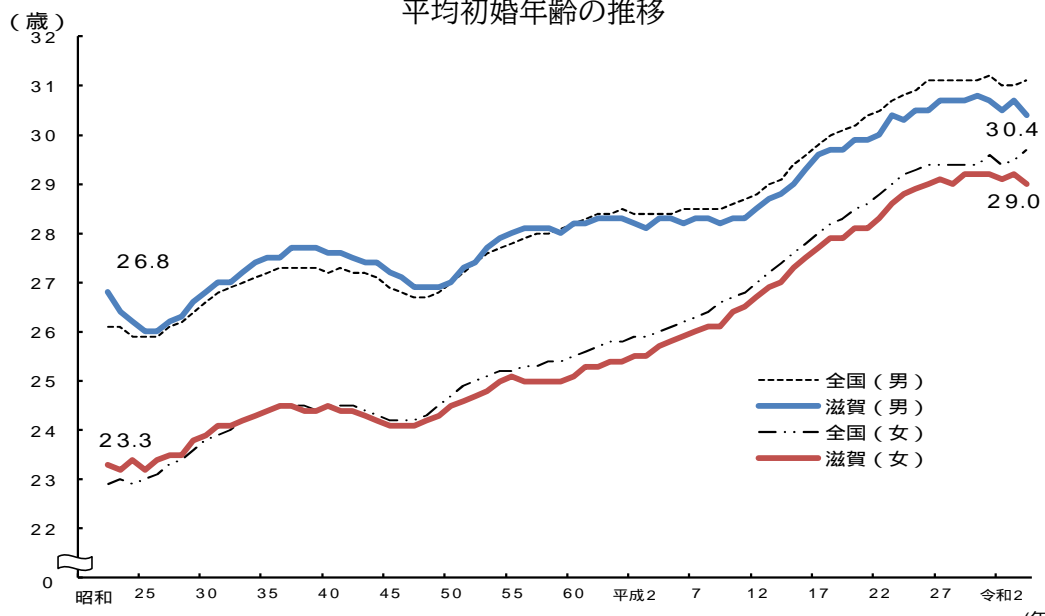
(資料)総務省統計局「国勢調査報告」より

③ 晩婚化、未婚化の進展

本県の平均初婚年齢は、上昇し、令和4年の平均初婚年齢は夫30.4歳、妻29.0歳となっています。全国と比べると、夫妻ともに0.7歳下回っています。

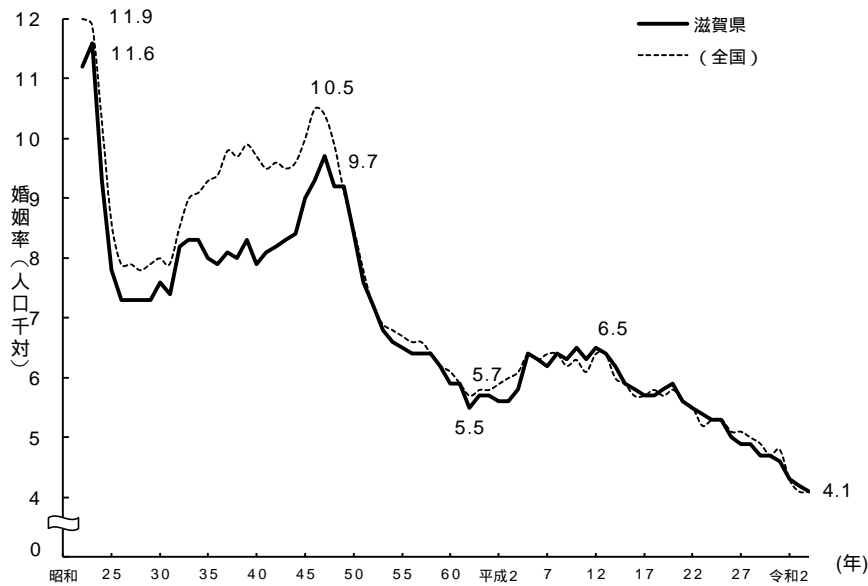
また、婚姻率（人口千対）は平成12年以降低下傾向にあり、令和4年は4.1となっています。

平均初婚年齢の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

婚姻率（人口千対）の推移



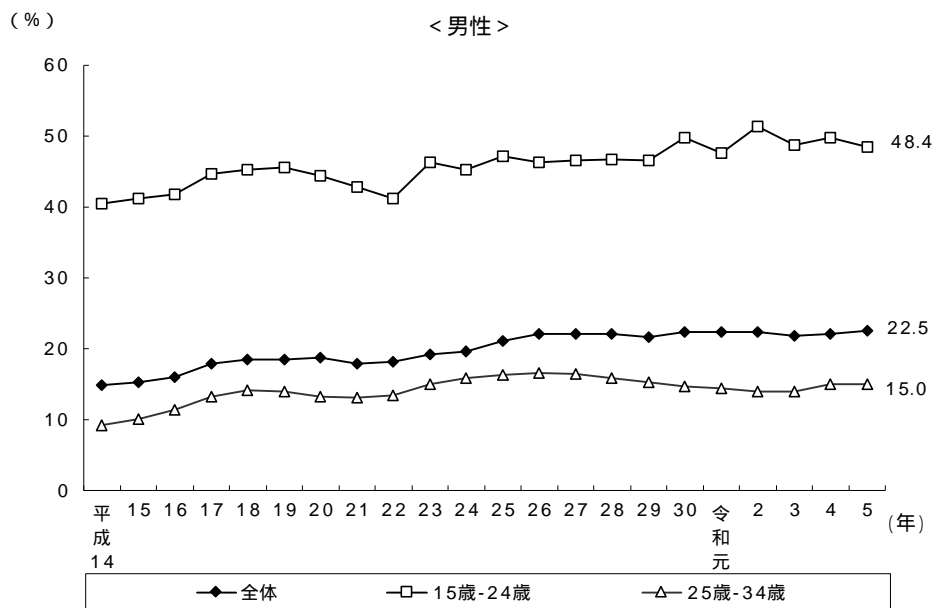
(資料) (資料)「令和4年人口動態統計」より

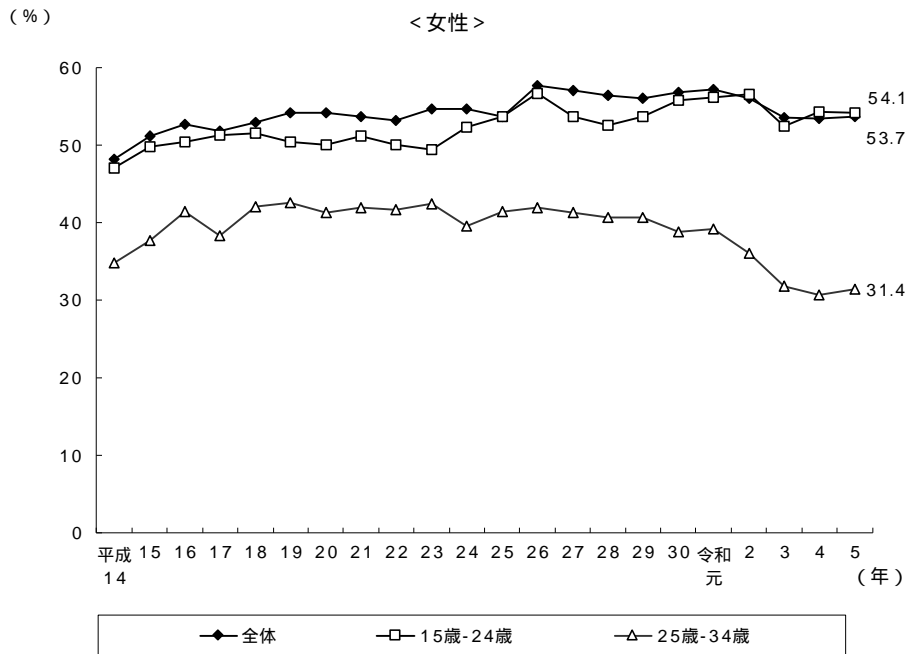
④ 雇用環境の変化

全国ベースで平成14年と令和5年の男性の非正規雇用の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、14.8%から22.5%、40.5%から48.4%、9.1%から15.0%と大きく増加しています。

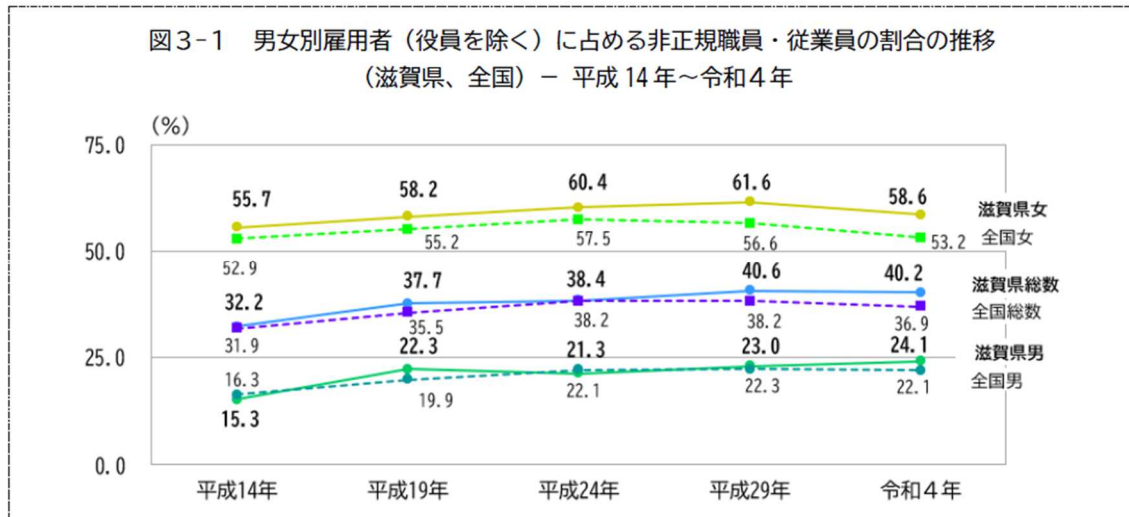
同じく、平成14年と令和5年の女性の非正規雇用の比率を比較すると、全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、48.1%から53.7%、47.0%から54.1%へと増加しているものの、25歳から34歳の年齢では、34.8%から31.4%へと減少しています。

非正規雇用の比率の推移（全国）





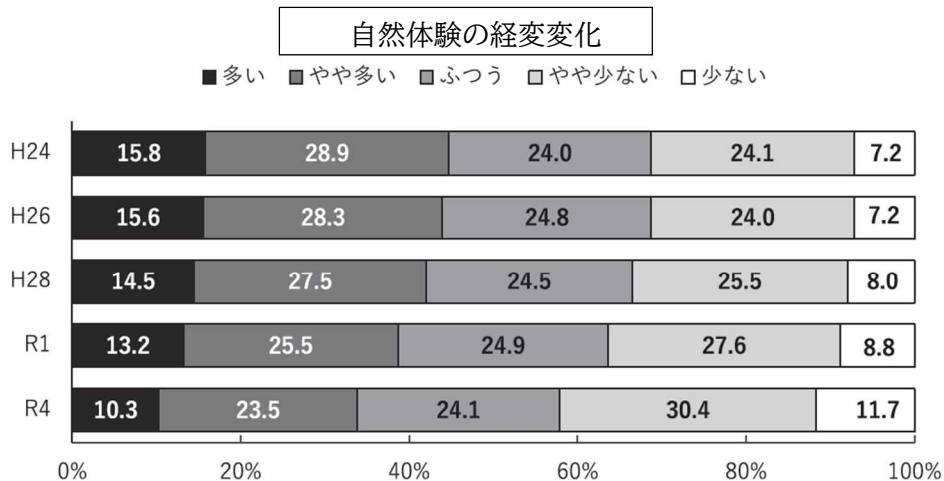
男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規職員・従業員の割合

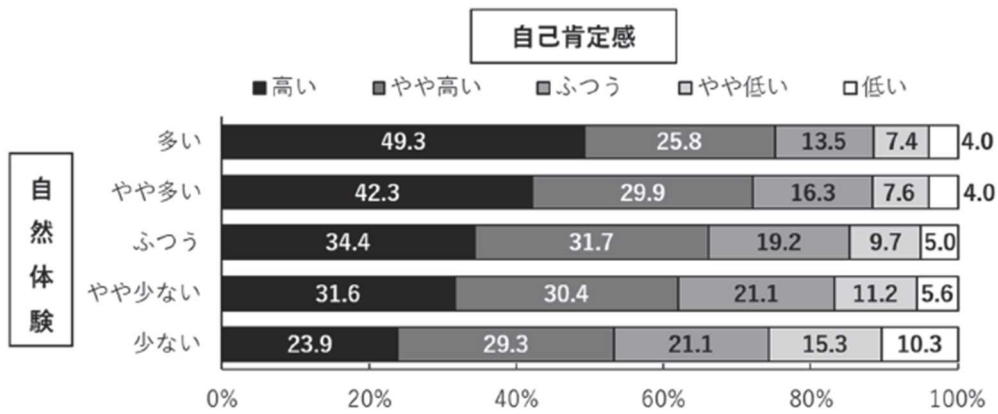


⑤ 体験活動の状況

自然体験を尋ねる設問の回答状況から5段階に分類した場合、「多い」、「やや多い」に該当する子どもの割合は10年間で減少傾向にあります。

また、自己肯定感に関する設問への回答状況を5段階に分類した場合、自然体験が豊富であるほど、自己肯定感も高い傾向が見られました。

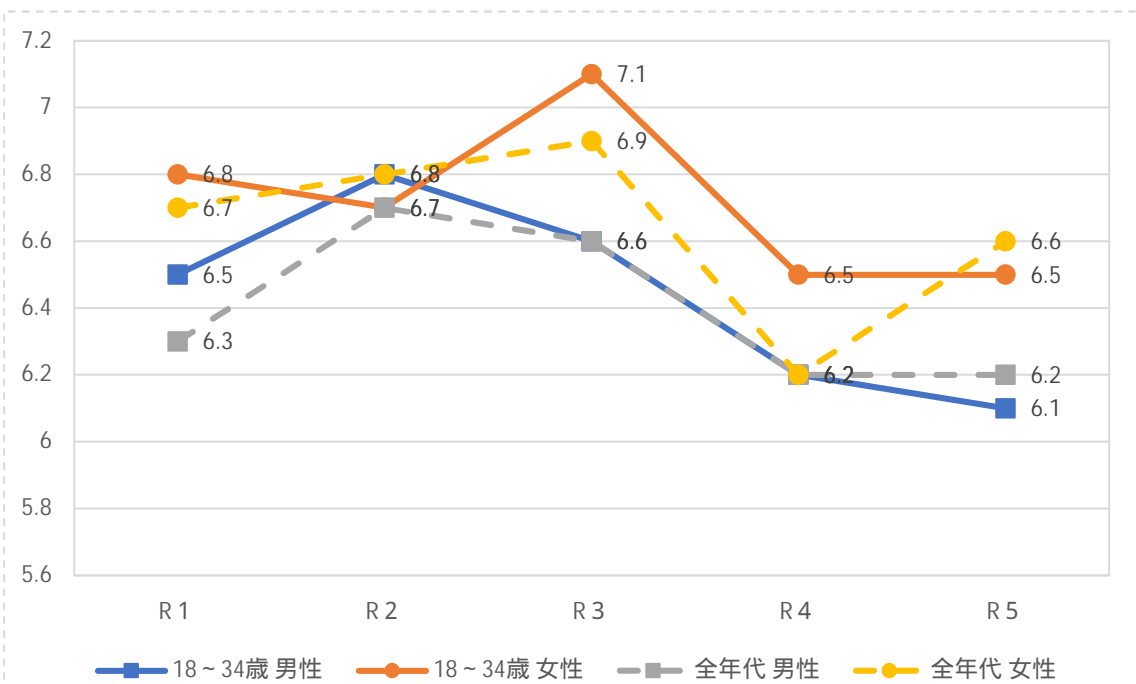




(独立行政法人青少年教育振興機構) 青少年の体験活動等に関する意識調査(R4)

⑥ 若者が感じている幸せの度合い

若い年齢層（18～34歳）では、10点を満点として、令和5年度は男性6.1点、女性6.5点が平均となっています。男女ともに直近では下落傾向にあります。幸せを感じるにあたり特に大切だと思うこととして、男性では「自分らしい生き方」、女性では「身体の健康」が最も多い回答となっています。



(県政世論調査「感じている幸せの度合いについて、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになるとお考えですか。」の回答状況)

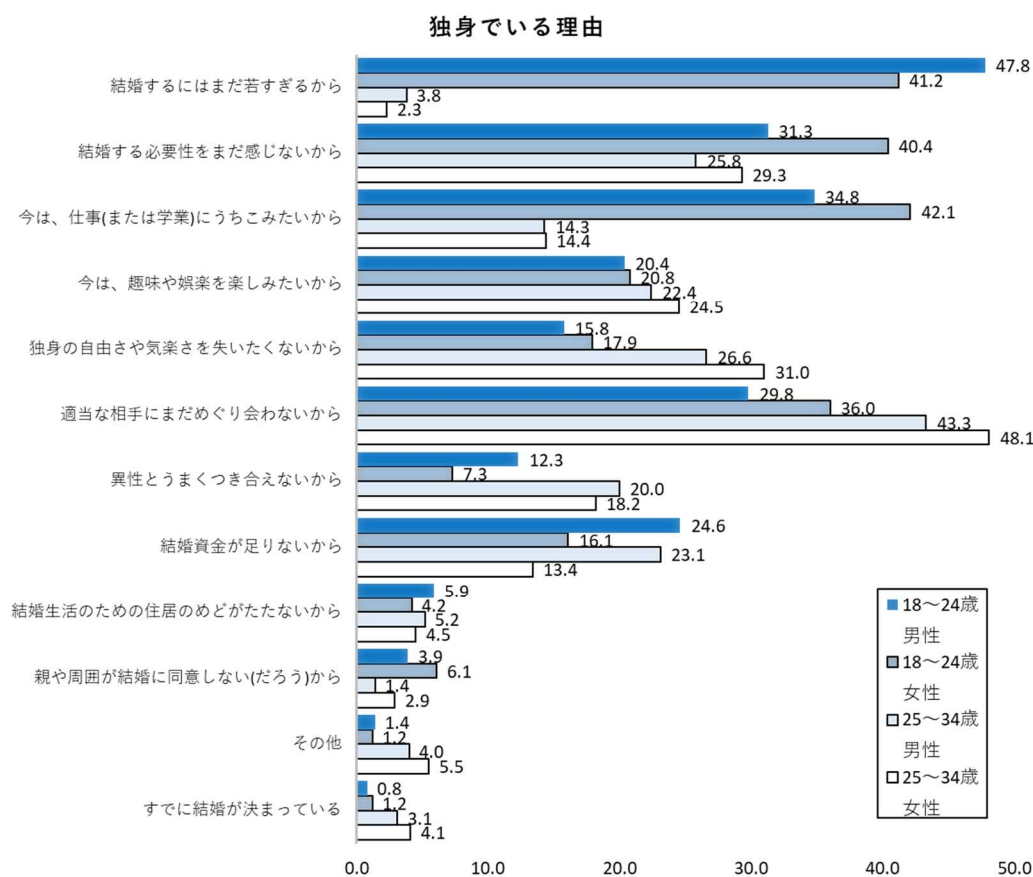
幸せを感じるにあたり、特に大切だと思う項目（18～34歳）(一部抜粋)(R5)

	自分らしい 生き方	家計（消費・ 所得）	身体の健康	こころの健 康	家族とのつ ながり
男性	69.8%	50.0%	65.0%	65.2%	55.6%
女性	65.8%	47.2%	68.8%	68.6%	68.6%

⑦ 結婚に関する意識の状況

若い年齢層（18～24 歳）では「結婚するにはまだ若すぎるから」、「結婚する必要性をまだ感じないから」、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」といった、積極的な結婚の動機がないことが現在独身でいる理由の上位に挙げられています。

25～34 歳では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」の選択率がもっとも高く、男性の 43.3%、女性の 48.1%がこれを挙げています。



(国立社会保障・人口問題研究所現代日本の結婚と出産－第 16 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－)(R3)

令和 6 年度に滋賀県において結婚に関する意識調査を実施する予定であり、結果が判明次第、滋賀県に関するデータを追加で掲載します。

⑧ 少年非行の状況

過去5年間の非行少年等の状況については増加が見られ、特に昨年は、非行少年のうち、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された刑法犯少年が大幅に増加（+47.3%）しました。

非行少年等の推移

区分		年次				
		R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	336	336	346	355	523
	犯罪少年	232	236	227	249	357
	触法少年	104	100	119	106	166
	特 別 法 犯 少 年	53	48	33	54	57
	犯罪少年	45	44	30	43	46
	触法少年	8	4	3	11	11
	< 犯 少 年	1	4	1	1	1
計		390	388	380	410	581
不良行為少年		1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(人)

不良行為で補導された少年は2,222人で、前年に比べ30人増加しました。行為別では、深夜はいかいが891人で最も多く、続いて喫煙の701人、怠学の257人となっています。

主な不良行為の補導状況【単位：人】

行 為	補 導 人 員				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
深夜はいかい	929	769	796	759	891
喫煙	672	678	581	721	701
怠学	74	57	152	294	257
飲酒	73	73	104	103	115
粗暴行為	56	72	103	145	110
その他	122	156	214	170	148
合 計	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

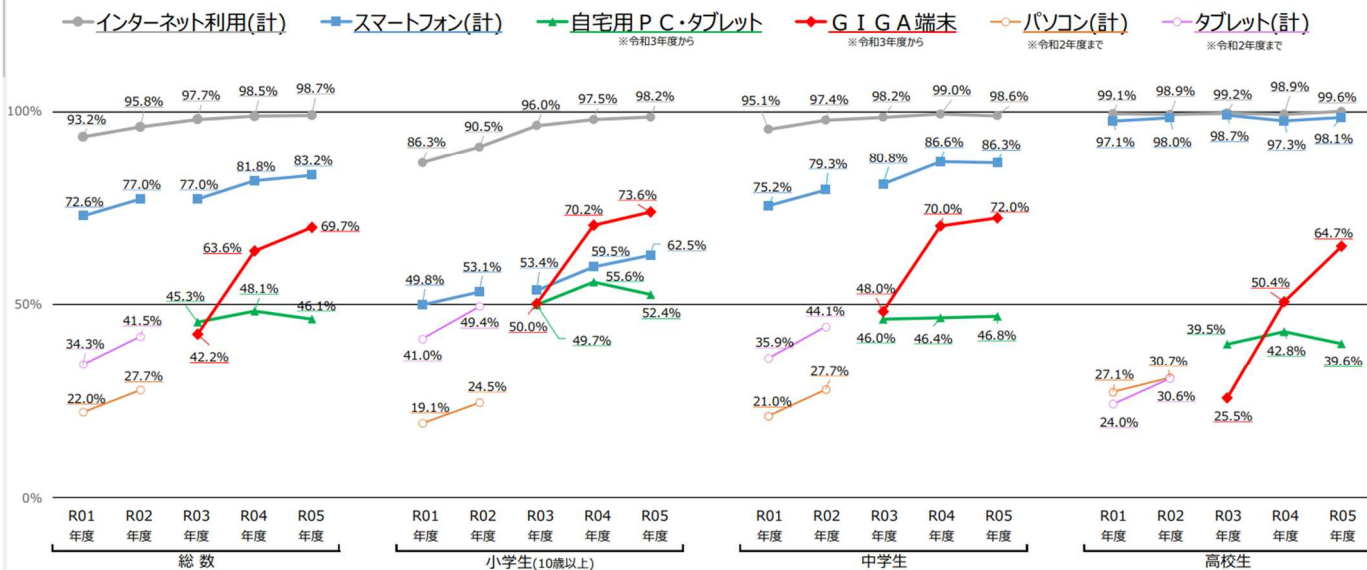
滋賀県警察本部「少年非行のあらまし」より

⑨ 子ども・若者のインターネット利用状況

令和5年度の内閣府調査による子ども・若者のインターネット利用状況を見ると子ども・若者の9割以上がインターネットを利用しています。

高校生の98.1%、中学生の86.3%、小学生の62.5%がスマートフォンを利用しており、利用状況はどの学年も増加傾向にあります。

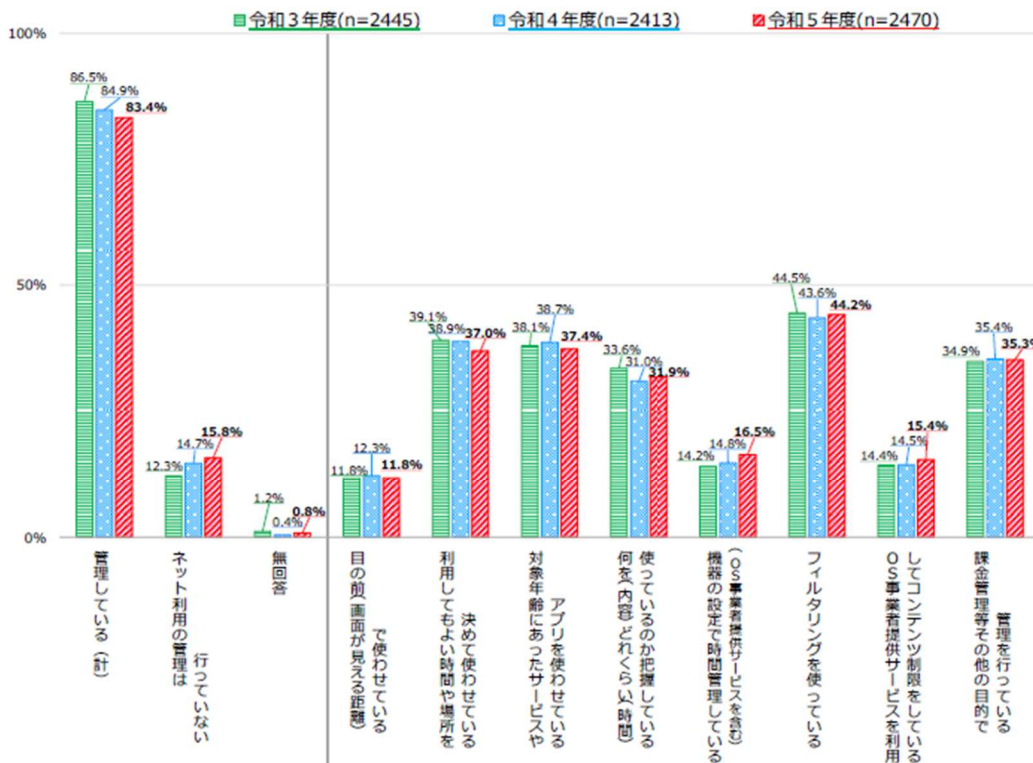
青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和5年度）



(資料) こども家庭庁「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

令和5年度は、保護者が子どものスマートフォン利用の管理を行っている割合は83.4%です。フィルタリングを使っている保護者の割合は44.2%にとどまっています。

青少年の保護者の取組の経年比較 (スマートフォン/令和3年度から令和5年度)

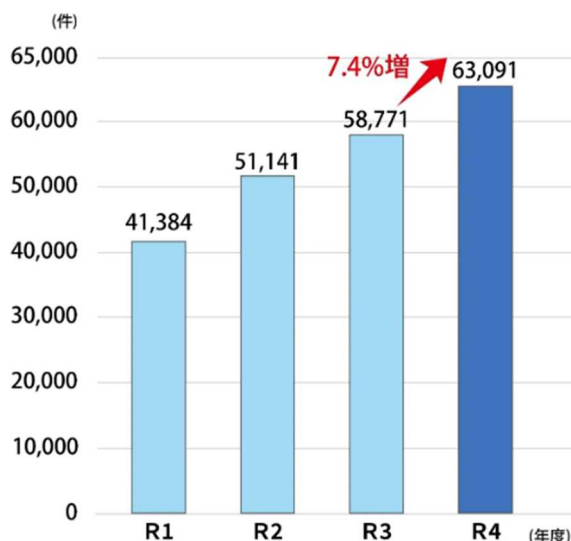


こども家庭庁「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

⑩ 子どもの性犯罪・性被害の状況

令和4年度(2022年度)に全国のワンストップ支援センターへ寄せられた相談件数は、前年度比7.4%増の約6万3,000件となっています。

【グラフ】各年度の相談件数



資料：内閣府男女共同参画局「こども・若者の性被害に関する状況等について（令和5年6月13日）」

⑪ 特別支援学校の状況

県内の特別支援学校は、令和3年度から17校となっています。幼児児童生徒数は、令和5年度で2,384人であり、増加傾向にあります。

特別支援学校の校・幼児児童生徒・本務教員数の推移

年度	特別支援学校全体			視覚障害			聴覚障害			知的障害・肢体不自由・病弱		
	校数 (うち分校)	幼児・児童・生徒数	本務教員数	校数	幼児・児童・生徒数	本務教員数	校数	幼児・児童・生徒数	本務教員数	校数	児童・生徒数	本務教員数
H26	16	2,258	1,305	1	25	33	1	76	64	14	2,157	1,208
H27	16	2,258	1,305	1	31	35	1	70	62	14	2,157	1,208
H28	16	2,230	1,291	1	26	34	1	60	58	14	2,144	1,199
H29	16	2,291	1,317	1	24	33	1	54	55	14	2,213	1,229
H30	16	2,227	1,313	1	22	32	1	49	54	14	2,156	1,227
R1	16	2,225	1,304	1	23	32	1	45	54	14	2,157	1,218
R2	16	2,211	1,318	1	20	29	1	44	53	14	2,147	1,236
R3	17	2,258	1,313	1	23	29	1	45	54	15	2,190	1,230
R4	17	2,373	1,335	1	22	31	1	48	56	15	2,303	1,248
R5	17	2,384	1,353	1	22	30	1	40	55	15	2,322	1,268

(資料)滋賀県教育委員会事務局高校教育課

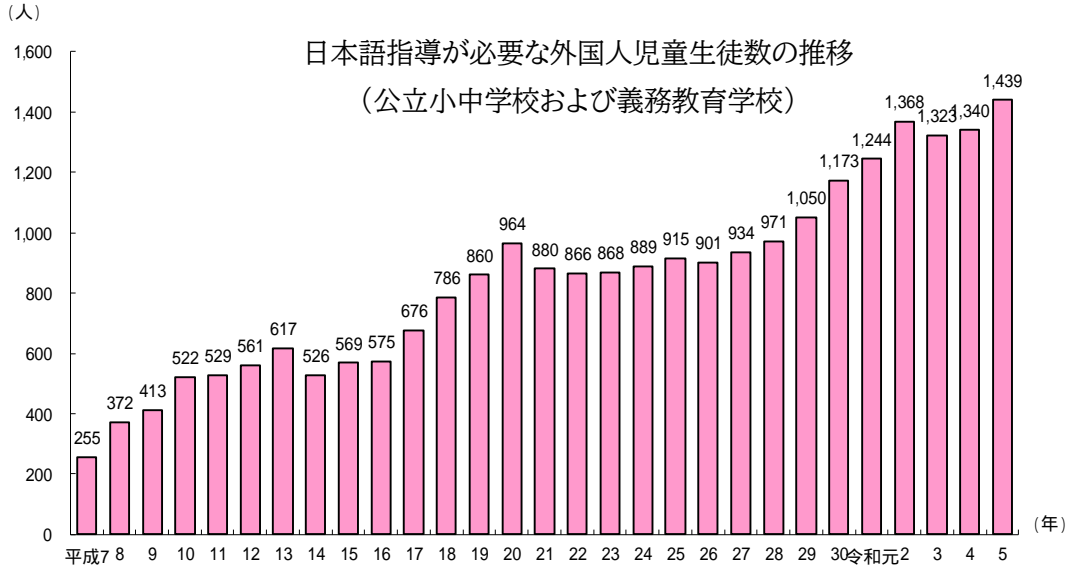
⑫ 外国人児童生徒の状況

令和5年度、県内の国公私立の小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、小学校においては1,118人、中学校においては503人となっています。(令和5年5月 県統計課「学校基本調査」より)

公立の小中学校および義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、小学校においては978人、中学校においては461人、合計1,439人となっています。(令和5年5月1日現在)

また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数を含めると、小学校（義務教育学校前期課程を含む）1,118人、中学校（義務教育学校後期課程を含む）497人、合計1,615人となります。

なお、母語別の外国人児童生徒等（日本国籍含む）数は、ポルトガル語 890人、スペイン語 231人、タガログ（フィリピン）語 177人、中国語 104人、ベトナム語 75人、英語 47人、その他 91人となっています。



(資料) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」等より

⑬ ニートの数の推移

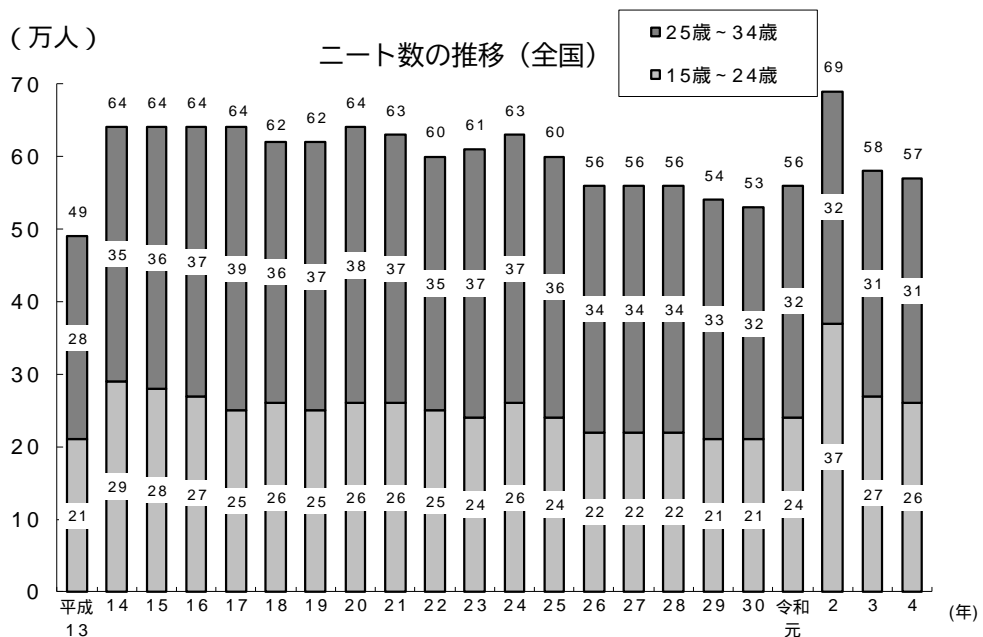
ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

(1) 全国のニートの状況

令和4年 57万人（総務省統計局「労働力調査」より）

(2) 滋賀県のニートの状況

令和4年 約6,400人（総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」より）



(資料) 総務省統計局「労働力調査」より
(四捨五入の関係から合計と内訳が必ずしも一致しない)

⑭ いじめの状況

令和4年度にいじめを認知した学校数は366校(95.1%)、総認知件数は11,716件(前年度9,823件)で過去最多です。公立小学校は8,896件(前年度7,457件)、公立中学校は2,571件(前年度2,114件)であり過去最多となりました。県立高等学校は185件(前年度207件)と減少、特別支援学校は64件(前年度45件)であり過去最多となりました。全国的には全校種でいじめの認知件数は増加し、本県においては県立高等学校を除くすべての校種で増加しました。認知件数の増加は、各校がいじめの早期発見に努め、積極的に認知を行い対応していることが主な要因と考えられます。

小学校(公立)におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4
令和2年度	216	6,153	98.2	76.2	16,798	416,861	86.9	67.1
令和3年度	216	7,457	98.2	93.3	16,978	496,094	88.6	80.7
令和4年度	218	8,896	99.1	112.5	17,222	545,958	90.5	89.8

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

中学校(公立)におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5
令和2年度	97	1,875	99.0	48.2	8,086	78,537	85.6	26.5
令和3年度	98	2,114	100.0	53.7	8,157	95,263	86.7	31.9
令和4年度	98	2,571	100.0	65.6	8,278	108,335	88.3	36.5

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

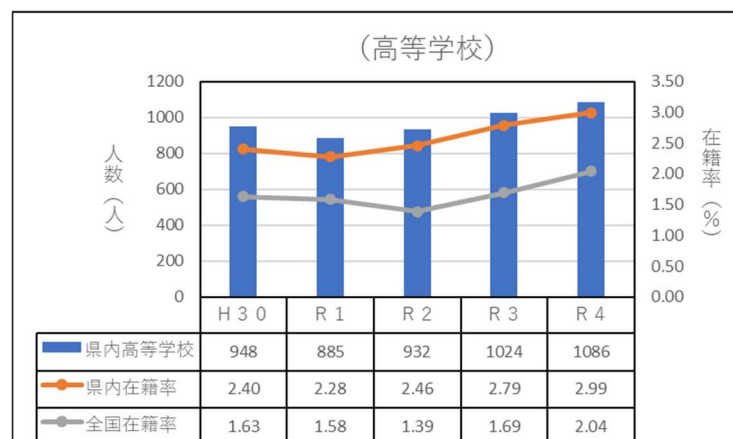
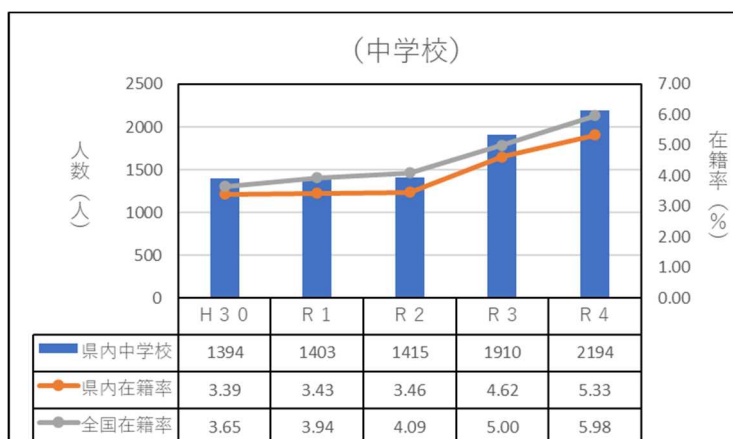
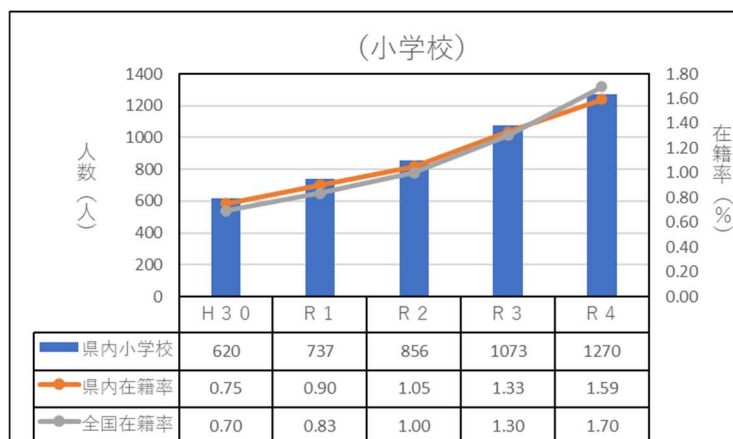
高等学校(県立)におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3
令和2年度	46	177	90.2	5.8	2,440	10,238	59.6	4.8
令和3年度	46	207	90.2	7.1	2,390	11,129	58.7	5.4
令和4年度	42	185	82.4	6.5	2,541	12,179	63.0	6.1

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

⑮不登校の状況

不登校の状態にある児童生徒数は近年増加傾向にあり、令和4年度においては、小学校で1,270人、中学校で2,194人、高等学校で1,086人であり、過去最多となっています。



⑩ヤングケアラーの状況

令和3年度に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」における学校を対象とした調査では、ヤングケアラーと思われる児童生徒（以下、「子ども若者ケアラー」）の有無については、回答した331件の学校のうち、「いる」と回答した学校が165校（49.8%）とほぼ半数となっています。また、学校区分別に見ると、中学校および高校では「いる」の割合が60%を超える結果となっています。

「子ども若者ケアラーの有無」

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

（資料）令和3年度滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」より

(2) 子ども・若者施策に関する社会情勢の変化

子ども・若者施策に関する社会情勢については、少子化が大きな課題と認識されています。少子化は「既婚者の問題」、「女性や子どもの問題」ではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があります。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、これから生まれてくる子どもや今を生活している子どもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められます。

コロナ禍を経た社会全体の状況として、子ども・若者の自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応が必要となっています。また、子ども・若者を取り巻く状況として、世帯構造の変化、生徒指導上の課題の深刻化、教職員の多忙化・不足、地域社会におけるつながりの希薄化、インターネット利用の拡大等の変化があり、ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、ヤングケアラーなど、深刻化、複雑化する子ども・若者の課題に対応する必要があります。

(3) 現行計画の取組状況と評価

①子ども・若者の育成支援についての理解の促進

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、よりよい家庭環境をつくる意識づくりに取り組んでいます。

多様な課題を背景に、子育て等に悩みを持っている孤立しがちな保護者が増加し、子どもの育ちを地域全体で支えることがさらに求められる中、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は10市町に増加しました。

各市町の状況に応じた「届ける家庭教育支援」が求められることから、今後の取組拡大に向けて新たな市町での取組と持続可能な体制づくり、家庭教育支援員の育成・人材確保のための専門的な講座の開催、市町担当者との連携と伴走支援により県域への訪問型家庭教育支援の普及拡大を図ります。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	10市町	12市町

②共生社会に向けた多様なニーズへの支援

共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援に取り組んでいます。

各学校種における「個別の教育支援計画」の作成率は各校種で上昇しました。計画の意義の理解や校内体制の構築が進んできたと考えられます。「個別の教育

支援計画」の作成率は目標に近づきましたが、作成した計画の活用が今後の課題です。

小中学校に対しては、県主催の研修会やワークショップを開催するほか、市町教育委員会や学校への訪問を通じた啓発により、両計画の作成と活用の推進、内容の充実等を図ります。

高等学校に対しては、県立高等学校への巡回指導員の派遣による指導助言や研修を通じた特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、令和6年度からは「高等学校特別支援教育体制整備事業」により高等養護学校と高等学校の連携を強化し、高等学校における課題を地域で解決できる体制づくりを進めます。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）	小学生 78.5%	小学生 99.4%	小学生 100%
	中学生 75.5%	中学生 99.6%	中学生 100%
	高校生 87.4%	高校生 95.8%	高校生 100%

③様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組んでいます。

子ども食堂の開設数については、「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施し、昨年と同じく地域の中での子どもたちの居場所の確保につながっています。大津市や草津市などの南部地域は数が多いものの、高島市や長浜市など北部地域では数が少ないため、北部地域でも数を増やしていけるように滋賀県社会福祉協議会とより一層の連携をしていきたいと考えています。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115 か所	202 箇所	300 か所

社会全体で子育てを応援する気運の醸成を進めるため、子育てを応援するサービスの実施を賛同する企業等に働きかけ、「淡海子育て応援団」として登録される地域協力事業数は年々増加しており、社会全体で子どもを育てる環境につながっています。引き続き企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促し、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	1,795 店舗	2,335 店舗	2,400 店舗

④「生きる力」を育む学校教育等の充実

子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会の確保に取り組んでいます。

しがこども体験学校の参加団体は順調に増加しており自然・人・文化等に触れる様々なプログラムを展開し、子どもの豊かな人間性や社会性を育むことに寄与しています。しがこども体験学校の実施にあたっては、県内の地域により参加団体数に差があるため、北部を中心に新規開拓をしていきます。引き続き周知に努め、子どもたちの体験活動の充実につなげていきたいと考えています。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
しがこども体験学校参加団体数	155 団体	184 団体	200 団体

⑤子ども・若者の健全育成の推進

しが若者ミーティングは、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できない年があったことや、青少年団体・青年団等に所属していない方の参加が少なかったこともあり、当初計画していた参加者数に達しなかったものの、参加者の社会参画意識の向上や地域活動等への主体的な参画促進に向けたきっかけづくりとなりました。引き続き青少年団体等の活動の活性化や青少年の健全育成を推進するため、大学への積極的な周知等により活動に参加する若者を増やすとともに、令和6年度は若者ネットワークキャンプ事業により他者との連携・協働する機会を増やし、地域課題の解決に向けた一歩となる取組を充実させる予定です。

また、滋賀県青年大会も、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や部分的な開催にとどまった年があったこともあり、当初計画していた参加者数に達していないものの、参加者同士の交流や研鑽により、若者同士のネットワーク拡大に寄与している姿が見られました。今後も多くの若者に参加を呼びかけ、さらに充実した大会にしていきたいと考えています。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
しが若者ミーティング参加者数	-	110 人	300 人

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
滋賀県青年大会参加者数	375 人	407 人	500 人

児童・生徒の地域行事への参加率は、全国平均と比べて高くなっています。小学生の数値が増加したことについては、新型コロナウイルス感染症が第5類に移

行され、地域行事が再開されたことが影響していると考えられます。地域行事が徐々に増えてきたにもかかわらず、中学生の数値が減少していることについて、中学生と地域との関わりが少なくなっていることが懸念されます。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計)	全国平均 (小:62.7%、 中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%	全国平均 (小:57.8%、 中:38%)を上回る 小学生 67.5% 中学生 43.5%	全国平均を上回り、かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%

子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮し、たくましく生きるために、犯罪や事故に巻き込まれないよう安全を確保し、健やかに成長するための環境の整備に取り組んでいます。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	73.1%	65%

⑥非行少年等の立ち直り支援

いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどの支援を実施しています。

少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能(あすくる)の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学校復帰等につながりました。学校、警察等の関係機関と連携し、通所による支援だけでなく、アウトリーチによる訪問支援も取り入れ、途切れない支援活動を実施しました。

非行少年の置かれている環境は様々であり、立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要があります。また、相談者には不登校・ひきこもりなどの問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要があります。通所しやすい環境の整備に向けた検討が必要です。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	82.7% (H26~H30の 平均約75%)	65.6%	80%

報告書の構成について

本報告書では、本頁以降、3つの視点から整理を行います。

第一に、「子ども・若者を取り巻く社会環境の整備」です。子ども・若者自身ではなく、かれらが生活する社会環境の整備に関することを扱います。

第二に、「子ども・若者の健やかな育ちへの支援」です。ここでは全ての子ども・若者を対象とした施策に関することを扱います。

第三に、「困難な環境にある子ども・若者への支援」です。誰ひとり取り残さないために、より困難な環境にある子ども・若者に焦点をあてた施策に関することを扱います。

2 子ども・若者をめぐる課題整理

(1) 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

○従来からの虐待やいじめ、不登校、非行などのほか、近年では貧困やヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く環境には深刻な課題がありますが、子ども・若者に関わる施策について、当事者である子ども・若者の意見を聴き、反映する仕組みが十分な現状であるとは言えない状況です。

○本県の合計特殊出生率は全国と比較すると高い水準にありますが、出生数は減少傾向にあり、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望を持つことができる社会の実現に向けた取組を進めることが必要です。

また、本県は核家族世帯の割合が大きく、子育て家庭が孤立することのないよう、子育て家庭にとっての居場所があり、人と人とのつながりがもてる社会環境づくりが必要です。

○県内の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒や、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加している状況からすべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向けた取組が必要です。

(2) 子ども・若者の健やかな育ちへの支援

○今後、人口減少や少子高齢化、技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測されます。こうした時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。

- 不登校の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の厳しさが増していることや、価値観の多様化等により、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。
- 子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されています。遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点あり、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりが必要です。コロナ禍を経て人と人とのつながりの大切さが再確認されており、対面でのつながりにより情緒を育むことが大切です。あわせて、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成が必要です。
- 非正規雇用や若年無業者（ニート）の増加など、厳しい就労状況にある若者も少なくないことから、就労支援の充実が必要です。
- 子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォンのフィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情報に接する機会を減らすことが必要です。

(3) 困難な環境にある子ども・若者への支援

- ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、ヤングケアラーなど、子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化しており、困難な状況にある子ども・若者への支援が必要です。
- 非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、ニーズに合った就学・就労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につなげるための取組が必要です。

3 計画の目指す方向

(1) 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

○子どもの権利の尊重と意見表明の推進

子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利の保障に必要な環境の整備に取り組みます。子どもに関わる施策について、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。

○社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義について県民の理解を深めるとともに、子育てが社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支えることが大切であるという意識を育みます。

また、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保することで、子どもの頃から地域活動に参加し、異なる世代間の交流の機会をつくるなど、地域全体で子どもを育てる環境づくりに取り組みます。また、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。

○共生社会に向けた多様なニーズへの支援

年齢、性別、病気・障害の有無、国籍、家庭の状況等にかかわらず、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向け、困難な環境にある子ども・若者とその家族に対して、関係機関等と連携しきめ細かな支援を行います。

(2) 子ども・若者の健やかな育ちへの支援

○「夢と生きる力」を育む学校教育等の充実

一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育てていきます。どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引することができる資質を育成することによって、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、各学校においては、一人ひとりに寄り添い教育活動を展開します。

○子ども・若者の居場所づくり

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

○若者の希望を叶えるための支援

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。

若者が社会の一員として能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。

また高等教育機関等との連携による若者の主体的な活動や社会参画の機会の確保、結婚を希望する若者に対する支援を行います。

○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者が年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりに取り組みます。

様々な社会課題の解決に取り組む団体や、地域において子どもや若者が主体となって実施する活動の充実を図るとともに、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成を図ります。

○子ども・若者の健全な育成環境の整備等

子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しながら、健やかに成長するための環境を整備します。

(3) 困難な環境にある子ども・若者への支援

○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への対応

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、ヤングケアラーの子ども・若者など、困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援を行います。また必要な支援を必要とする子ども・若者に届けるための広報・周知に取り組みます。

○非行少年等への対応

非行を行った子どもやいじめの加害者等に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。

また、非行などの課題がある子ども・若者が、健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善や、ニーズに合った就学・就労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につながるよう支援します。

4 具体的な施策の推進

1 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(1) 子どもの権利の尊重と意見表明の推進【新規】

ア 子ども権利の尊重

- ・子どもの権利や県が行う子ども施策に対する県民の理解と関心を深め、社会全体で子どもの権利の尊重に取り組む気運を醸成することが必要であり、そのために、(仮称)滋賀県子ども基本条例や子どもの権利条約の趣旨および内容ならびに子ども施策について、広報活動を充実するほか、子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に取り組みます。
- ・(仮称)滋賀県子ども基本条例や子どもの権利条約、こども基本法等を踏まえ、教育活動を通じて、子どもの最善の利益が優先して考慮される社会の実現に取り組みます。
- ・子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して学び、意見を表明できる環境の整備などに取り組みます。

イ 子どもの意見表明の推進

- ・(仮称)滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として尊重され、社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備を図ることとします。
- ・子ども・大人が互いに意見を交わし、相手の立場を尊重して合意形成をする機会を、家庭、学校、地域社会、インターネット空間など、子どもが生きる多様な居場所で積み重ねられるよう環境を整備します。

(2) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進

ア 企業や地域による支援の促進

- ・子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりに関する広報啓発をとおして、子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義、世代間交流による地域活動の大切さなど、地域の機能と役割について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- ・子ども・若者の健全育成や自立のための地域づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。

イ 家庭と共に取り組む学びの推進

- ・地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援団体等とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育てや子どもの学びの充実を図ります。
- ・家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進めます。併せて、各協定締結企業における学習の機会を提供し、質の充実を図ります。
- ・親の学びを応援するため、PTA等で学び合う気運を高めるとともに、保護者や地域の人同士が子育て経験や悩みを気軽に語り合える場づくりを行うための人材養成を推進します。
- ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体制の構築を図ります。

(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

ア 障害がある子ども・若者に対する支援

○チーム支援体制の充実

- ・乳幼児期から学齢期、入学や進学、卒業などにより支援が途切れないよう、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制の充実を図ります。

○学齢後期から成人期における発達障害のある生徒・学生への支援の充実

- ・発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが高校や大学等を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関と協働して支援に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目ない支援の強化を図ります。

○特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

- ・「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めます。
- ・障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、特別支援学校と小学校の双方に学籍を置く「副籍制度」のほか、特別支援学校の分教室や高等養護学校での交流を進め、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。

- ・個々の児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるため、個別の指導計画および個別の教育支援計画の一層の活用を推進するとともに、県立特別支援学校のセンター的機能の充実や教育環境の整備を図ります。

イ 日本語指導が必要な子ども等への支援

○学習支援

- ・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつつ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。また、市町とも連携し、不就学またはその可能性がある外国人の子どもの就学の促進を図ります。
- ・上記のほか、「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改訂版)」に基づき、外国人等県民に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組みます。

○子どもの健全な育成の支援

- ・日本での生活に不慣れな外国につながりをもつ子どもに対し、外国人学校・警察ネットワーク会議の開催や防犯教室などをとおして、安心して過ごせるよう日本社会のルールなどに対する理解を促進します。

○多言語での情報提供および相談対応

- ・外国人県民等が生活に必要な情報を入手できるよう、「しが外国人相談センター」を設置・運営し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に関わる幅広い分野に関する情報提供や相談に多言語で対応します。

2 子ども・若者の健やかな育ちへの支援

(1) 「夢と生きる力」を育む学校教育等の充実

ア 知・徳・体を育む

○確かな学力の育成

- ・基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学びを深める探究的に学ぶ力を基盤として、子どもたちにおいて確かな学力を育成します。確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの推進など、効果的に教育活動を展開します。
- ・企業や高等教育機関等とも連携・協働しながら、STEAM教育等の教科等横断的な学びの充実に取り組みます。

○豊かな心の育成

- ・子どもが権利の主体として尊重されることを通じて、豊かな人間性や社会性を育みます。また、「滋賀の恵み」に触れ、「近江の心」に学びながら、子どもたちにおいて、愛情、正義感、責任感、自他の尊重、人間関係を築く力などを育み、人格の根幹の形成とともに、幸せを実感できる豊かな情操を培います。

○健やかな体の育成

- ・幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポーツに親しめるように、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)をはじめとする大規模大会を契機としたスポーツに対する機運の高揚とも連動させながら、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。
- ・食に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得に向けた食育や、健康についての理解、健康課題の解決について学ぶ保健教育と学校保健を推進します。

イ 多様な学びの機会をつくる

○滋賀に学ぶ体験活動等の推進

- ・本県が抱える日本一の湖・琵琶湖をはじめとした豊かな自然や、多彩な歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会を支える人々から体験的に学びを得るとともに、県外から見た滋賀の視点や木育の視点なども踏まえながら、知識のほか、行動力、協調性、地域への愛着など多様な資質能力の育成を図ります。

○社会教育施設等における学びの機会の充実【新規】

- ・図書館等の地域の教育資源を活用した学習機会の確保や、学びを通じた人と人とのつながりづくりや活躍の場の創出を図ります。
- ・学校や団体、大学、企業、社会教育施設、市町・県等が実施する講座や教室等の学習情報を、学習情報提供システム「におねっと」に一元化し、学びの情報の充実を図ります。

○読書活動の推進

- ・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。また図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を通じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。

ウ 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む【新規】

○外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実

- ・A L T等のネイティブスピーカーも活用するなどして、英語をはじめとする外国語の学びを充実し、知識とともにコミュニケーションに活用できる技能や、日常的な話題や社会的な話題の表現、外国の文化への理解などを含め、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる素養を育みます。
- ・自身のアイデンティティの確立を基盤として、グローバル化する社会で活躍できる資質能力を育成するため、I C Tを有効に活用しながら国際交流の推進等を図ります。

○情報活用能力の育成

- ・図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。

○主権者教育等の推進【新規】

- ・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階に応じて身に付けられるよう、総合的に主権者教育に取り組みます。
- ・自主的に校内のルールを検討したり、地域や学校間の交流を深めたりするなどして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。
- ・将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教科において、消費者教育や金融教育に取り組みます。

○キャリア教育、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

- ・子ども一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立することを目指し、主体的に将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有用感を育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成を図るとともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育成します。
- ・小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターンシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育に取り組みます。
- ・子ども自身が各学校段階での学びや体験の軌跡を記録することで、将来のキャリア形成と自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートの活用を図ります。
- ・企業や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神（アントレプレナーシップ）を育む学びに取り組みます。

- ・進路指導にあたっては、性別にとらわれることなく、児童生徒、学生一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。

○思春期保健対策の充実【新規】

- ・医療、教育、母子保健の関係機関によるネットワークづくりを推進し、関係機関の連携のもとに性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に関する相談や正しい知識の普及を図ります。

○学校等における男女共同参画教育の推進【新規】

- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む就学前や学校での教育を、家庭、地域社会と協働し、推進します。
- ・大学生等の若年層が無意識の思い込みや固定的な性別役割分担について自ら考え、主体的にその解消に向けて取組を推進していけるよう、リーダー育成を行います。
- ・教職員や保育士、幼稚園教諭等自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、研修や必要な情報の提供等の取組を推進します。

(2) 子ども・若者の居場所づくり

ア 子ども・若者の居場所づくりの推進

- ・子ども食堂等の地域にある多様な居場所が子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組み、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
- ・子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- ・子ども食堂の展開にあたり、地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- ・様々な事情から学校に行きづらくなっていたり、家庭の中で安らぎを感じられない状況にある子どもたちが安心してすごせる居場所づくりを公私協働で進めます。

イ 居場所づくりにおける主体性の尊重【新規】

- ・子どもの居場所は物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るものであり、その場所や対象を居場所と感じるかどうかは本人が決めるものとして、子ども・若者の主体性を大切にします。
- ・本人が居場所と感じるためには、その場において他者に受け入れられることや交流ができることなど、人との関係性による影響が大きい一方で、誰

とも交流せず一人でいられる場を居場所と感じる場合があることにも留意します。

(3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ア 多様な遊びや体験の機会の確保【新規】

- ・遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びの環境や機会の充実に努めます。

イ 子ども・若者の社会参画活動の活性化

○社会参画に向けての機会づくり

- ・(仮称)滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明し、および多様な社会的活動に参画できるよう支援します。
- ・学校や関係機関、NPO等と連携を図り、子ども・若者が安心して自らの思いを伝えることができる環境づくりの一層の推進を図ります。
- ・子ども・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。
- ・子ども・若者が地域の活性化や地域課題の解決に取り組んだり、様々な地域の子ども・若者が協働する活動にスポットをあて、県内の資源も活用しながら、子ども・若者の地域活動や社会貢献活動の普及促進を図ります。

○主体的な社会参画の促進

- ・子ども・若者はともに社会をつくる一員であり、自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取組をとおして、子ども・若者の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。
- ・若者の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進するため、若者団体のリーダーや主体的な活動の指導者となる人材の育成を推進するとともに、こうした団体等の横繋ぎの取組を推進します。

(4) 若者の希望を叶えるための支援

ア 高等教育機関等との連携による若者の社会参画【新規】

- ・地域課題に係る取組への学生の参画等、若者の主体的な活動や社会参画の機会の提供をはじめ、様々な取組において高等教育機関等との連携を進めます。

イ 若者の就職支援の充実

○就職支援

- ・若者の就労を支援するため、しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行います。
- ・実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハンドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期の離職防止を図ります。

○職業に関する知識、技能の育成

- ・県立高等技術専門校による若者の職業能力の開発や民間教育訓練機関を活用した離職者委託訓練の実施や就職支援アドバイザーのキャリア・コンサルティング等により、若者の就職活動の支援を行います。

○若者の就業機会の拡大

- ・農林水産業や地域の地場産業等につく意欲を持つ若者や起業を目指す若者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な支援を行います。

ウ 結婚・出産・子育てを希望する若者への支援【新規】

- ・若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、県民みんなで若者を応援する機運を醸成します。

(5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等

○健全な育成環境の整備

- ・麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用防止を図るため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し広報啓発を行うほか、中学校、高等学校での薬物乱用防止教室など継続的な啓発活動を推進します。
- ・地域を中心として、行政、警察、学校、民間企業等と緊密に連携・協力を図り、青少年の健全育成に関する条例に基づき、健全な育成を阻害するおそれのある性、暴力、犯罪助長などに関する過激な情報の発信元となる有害図書等の規制、排除に努めます。
- ・健全な育成を図るうえで有益であると認められる図書、興業などを積極的に推奨することにより、子ども・若者の健全な育成に優良な社会環境づくりを推進します。

○安心・安全なインターネット利用

- ・学校において、発達段階に応じて、インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。

- ・子ども・若者をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。
- ・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。

3 困難な環境にある子ども・若者への支援

(1) 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援

○困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映【新規】

- ・様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子どもや若者がいることを認識し、全ての子ども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう努めます。

○社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援体制

- ・ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などにより、悩みを抱え、生きにくさを感じるなど、困難な状況にある子ども・若者であっても、体験や交流、学びの機会、居場所が確保されるなど、社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、多様な機関・団体の支援を進めます。
- ・支援を必要としている子ども・若者が簡単に適切な支援策にかかる情報を得ることができるよう SNS を活用した情報発信を実施します。
- ・保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに関する第一次相談窓口や地域支援者の人材育成、普及啓発用の機能を有する「ひきこもり支援センター」において、本人・家族に対する相談・支援等を行い、地域関係者との協働により、ひきこもり対策を推進します。
- ・子ども・若者総合相談窓口、こころんだいやる、子ども家庭相談センター、滋賀県地域若者サポートステーション（サポステ）において、電話相談や面接相談により本人や家族からの相談に対して必要な支援を行います。
- ・支援につながらないまま長期化複雑困難化したひきこもり状態にある本人・家族に対し、社会福祉協議会等との連携のもと、訪問活動や必要に応じた受診支援等を通して、個別の状況に応じた支援の充実と地域づくりを推進します。

- ・思春期における心身症、不登校、ひきこもりなどの問題に対応するため、県立精神保健福祉センターや保健所における思春期相談など、地域における専門相談体制の充実を図ります。
- ・心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相談(対面型相談)やこころの電話相談、「こころのサポートしが」LINE相談など、相談環境を整備します。
- ・児童養護施設等を退所等した者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等、困難な状況にある子ども・若者の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談および助言ならびに関係機関との連絡調整を行います。

○複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制整備の推進【新規】

- ・困難な状況にある子ども・若者等に対する支援として、分野を横断した取組が図られるよう、県庁内の連携の強化を進めるとともに、市町における複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制の整備に向けた取組を支援します。

○いじめ防止対策の徹底【新規】

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識のもと、国や市町、関係機関と連携して、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止に向けて総合的に取り組みます。また、学校は、「子どもの目線」に立って寄り添い、いじめの把握と、組織的かつ迅速な対応によるいじめの解消に取り組みます。
- ・学校内外で子どもをいじめから守り育てるため、家庭、地域、警察や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材などと緊密に連携し、社会のみんなでいじめ問題に取り組みます。

○不登校の状態にある子どもへの支援【新規】

- ・不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえてアセスメントを行い、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、個々のケースに応じた適切な支援に取り組みます。
- ・教育、福祉、医療、地域等が連携し、子どもや保護者に対して必要な支援に取り組みます。
- ・学校をはじめ、教育支援センターや社会教育施設、民間施設なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所の確保を図ります。
- ・学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

○ヤングケアラーに対する支援【新規】

- ・子ども若者育成支援推進法の改正によりヤングケアラーは「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として各種支援を行うよう努めるべき対象とされたことを受け、状況に応じて概ね40歳未満の者までの支援を進めます。
- ・ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、県民への啓発等を行います。
- ・ヤングケアラーを早期に把握し、円滑な支援につなげるため、教育、福祉、医療等の関係機関の職員や地域における支援者等を対象に、ヤングケアラーへの理解促進や多機関連携による支援に向けた研修等を実施します。
- ・ヤングケアラーへの相談支援体制の整備や、その家庭への適切な保健福祉サービスの提供等による支援の充実を図ります。
- ・施策の推進にあたっては、庁内関係部局の連携のほか、本人に身近な市町における相談窓口の設置支援等、市町との連携を進めます。

○子ども・若者の性犯罪・性暴力対策【新規】

- ・子ども・若者の性犯罪・性暴力対策として、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)を設置し、24時間365日ホットラインをはじめ、産婦人科医療、相談、付添支援など、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1箇所で提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、警察への被害届出を促進し、被害の潜在化の防止を図ります。
- ・日本版DBS制度の適切な運用にむけて普及啓発に努めます。

(2) 非行少年等への対応

ア 学校等との連携

- ・非行やいじめ等への対応にあたって、学校や教育委員会と適切な連携を図るために、普段から情報を共有する体制を構築します。
- ・非行やいじめの背景には児童の家庭の抱える困難等様々な要因が考えられ、要保護児童として対応することも想定されることから、相談等があった場合は要保護児童対策地域協議会において情報を共有するよう努めます。
- ・学校等との連携の一つとして、必要に応じて子ども家庭相談センターが研修の講師を派遣します。

イ 家庭裁判所との連携

- ・いじめの加害者について、市町、学校等の関係者から相談があった場合や、触法少年として警察から子ども家庭相談センターに通告があった場合等に相談等の内容を検討し、必要に応じて家庭裁判所へ送致します。

ウ 非行少年等の立ち直り支援の充実

○子ども・若者の犯罪や非行を防止する活動の推進

- ・子ども・若者の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。また、警察署・少年サポートセンターによる不良行為少年等やその保護者への継続指導、被害少年の保護の充実を図ります。
- ・学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

○非行少年等の立ち直り支援

- ・県内9か所に設置している「あすくる」において、子ども・若者のニーズに合った支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実し、関係機関との連携を図ることで、非行少年等の社会的・経済的自立につながるよう、立ち直り支援の効果的な推進に努めます。
- ・「あすくる」職員を対象とした研修会を、少年センター職員研修と合同実施し、技能の向上と関係機関との連携を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。
- ・「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。
- ・子ども・若者の多様なニーズに応えられるよう、立ち直りを支援するNPO等の活動を広く県民に紹介し、子ども・若者の立ち直り支援の輪を広げます。